

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方
及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等
に関するガイドライン (抜粋)

令和5年1月6日 (第2版)



2-6. 火葬

◆対応のポイント

○ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、火葬を執り行うようお願いします。

※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指します。

○ 濃厚接触者が葬儀、火葬等へ参列される場合、その方の検査の状況を踏まえつつ、特に基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底してください。

○ 遺体からの感染リスクへの対応：

・ 感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの接触感染のリスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。

・ 納棺時に棺表面を清拭・消毒した後は、適切な手指衛生の下で、通常の棺と同様に取り扱うことができます。

・ 遺品を清拭・消毒した後は、通常の遺品と同様に取り扱うことができます。

・ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。

○ 火葬時における遺族等の参列：

・ 体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底してください。

・ 遺体に火葬前に触れた後は、手洗い等の手指衛生を実施してください。

○ 従業員や遺族等が手指衛生を実施しやすいように、擦式消毒薬や手洗い場を利用しやすいところに設置してください。

○ 適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ありません。

※ 「適切な感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指します。

◆遺族等の方へ

・ 適切に感染対策を行い、安全に火葬が執り行えるように、火葬場従事者の指示に従ってください。

- ・遺体に火葬前に触れた後は、自身の顔などを触れる前に適切に手洗い等の手指衛生を実施するようにしてください。手指以外に遺体に触れた部位も洗浄や消毒をしてください。

◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・火葬場従事者とも連携し、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を行います。

◆火葬場従事者の方へ

- ・火葬に当たり、遺族等の方に次の説明をします。
 - ✓ 体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策の徹底が求められること
 - ✓ 会場のスペースによっては、人数に制限を設けること
 - ✓ 施設内では、係員の指示に従うこと
- ・適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の方の動線分離も必要ありません。
- ・燃焼室下部等に明らかに火葬前の遺体の体液等が付着している場合には、適切な消毒を行います。
- ・納体袋の破損等により、火葬作業中に体液等が作業者の顔に飛散するおそれのある特殊なケースでは、火葬作業者はサージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用することが推奨されます。

2-7. 拾骨

◆対応のポイント

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の拾骨について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、拾骨を執り行うようお願いします。
 - ※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指します。
- 濃厚接触者が葬儀、火葬等へ参列される場合、その方の検査の状況を踏まえつつ、特に基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底してください。
- 遺族等の拾骨への参列：
 - ・体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底してください。
- 従業員や遺族等が手指衛生を実施しやすいように、擦式消毒薬や手洗い場を利用しやすいところに設置してください。
- 遺骨から感染することはなく、拾骨時の遺骨に対する感染対策は必要ありません。

◆遺族等の方へ

- ・感染対策について共通の理解のもと拾骨が執り行えるように、会葬者は火葬場従事者の指示に従ってください。

◆火葬場従事者の方へ

- ・火葬後は、通常どおりの拾骨に関する業務を行います。